

会議規則（質疑・質問関係）の新旧比較

改正（案）	現 行
<p>（質疑の回数）</p> <p>第55条 質疑は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>	<p>（質疑の回数）</p> <p>第55条 質疑は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>
<p>（質疑又は討論の終結）</p> <p>第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 賛否各2人以上の発言があった後、又は甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>	<p>（質疑又は討論の終結）</p> <p>第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。</p> <p>2 質疑が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。</p> <p>3 賛否各2人以上の発言があった後、又は甲方が2人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。</p> <p>4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>
<p>（一般質問）</p> <p>第61条 議員は、企業団の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。</p> <p><u>2 質問者は、前項の質問の方法として、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式のいずれかを選択するものとする。</u></p> <p><u>3 質問者は、議長の定めた期間内に、議長に質問の方法及びその要旨を文書で通告しなければならない。</u></p>	<p>（一般質問）</p> <p>第61条 議員は、企業団の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。</p> <p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p>
<p>（準用規定）</p> <p>第63条 質問については、第55条及び第59条の規定を準用する。<u>ただし、質問の方法として一問一答方式を選択した場合には、第55条の規定は、準用しない。</u></p>	<p>（準用規定）</p> <p>第63条 質問については、第55条及び第59条の規定を準用する。</p>